

広島県告示第七百四十八号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年五月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 急傾斜地崩壊危険区域の名称  
己斐西町二地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示  
次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市・区	町	大字	字	地番	標柱番号
広島市西区	己斐西町			二四一五番	標柱一号
				二四一〇番	標柱二号
				二四二七番	標柱三号
				二四二九番	標柱四号及び五号
				二四〇七番	標柱六号
				二二六一番一	標柱七号及び一〇号
				二四三〇番	標柱八号
				一四八九番二	標柱九号
				一四九一番四	標柱十一号
				一四九一番五	標柱十二号
				二二五九番三	標柱十三号